

やちよ 農業委員会だより

第116号

発行人 八千代町農業委員会会長 小竹 節 / 編集 農業委員会だより編集委員会

農業委員活動を考える

農業委員 高谷一郎

担当地区（東大山、太田、若）

デフレ経済が進行している今日、農業

を取り巻く内外の情勢は、大きく変容されようとしています。国内的には自給率の向上、農業就業者の高齢化、若い担い手の確保、遊休農地の解消、経営の安定、経営基盤の強化等々の問題が山積されていますが、これらを解決しようと日々の努力が無にされてしまうのが、今回のTPP（環太平洋戦略的経済連携協定）の問題でしょう。

農業の基盤、経営そのものの崩壊、他に医療、保険分野等への影響、これらは地域の経済、生活が根底から崩される危険があります。TPP協議参加の前提条件として、『全品目の関税撤廃が原則』とする、この交渉の怖さを私達一人ひとり肝に命じ、何時の時代にも政治の中で翻弄される農業政策、NOと言える勇気を持ち、『ならぬものはならぬ』の精神を持つて、今後の農業委員会の活動に邁進して行きたいと思います。

農業委員 岩田孝男

担当地区（東畠田、新地、福岡）

昨年九月に農業委員に就任以来早六カ

月が過ぎようとしています。毎月行われる農地転用の諸案件の現地調査、委員会総会での議案の審議等を行つておりますが、責任の重さと勉強不足を実感しております。今一番感じていることは毎月の現地調査において大体の案件が事後処理の転用申請であり、あまりの多さにびっくりしています。農地である以上、無断転用が無くなるよう早めの手続きをとることを皆様に知つていただき、自分達も規則を勉強して行きたいと思っています。

最近の地球環境を取り巻く自然界は異常気象になつてきております。目まぐるしく変わる環境の中で後継者たちが夢の持てる経営ができるよう応援して行きたい。

農業委員 生井一郎

担当地区（佐野東、佐野西、瀬戸井上、瀬戸井下）

昨年九月に4行政区の皆様に推薦をいたしました、半年が過ぎました。当町に於かれましても、最近、農業者の高齢化、担い手不足により、耕作放棄地がかなり見られるようになりました。そうした農地を担い手農家に委託し、あるいは農用地利用銀行制度を活用し、安心して貸すことができると思います。

日本の食料は主要作物である米以外の食料は海外からの輸入に頼つてゐるのが現状だと思います。いかにして食料の自給率を高めるかにかかっています。今、各国からは我が国のTPPに参加するかどうか判断を問い合わせられている所ではないでしょうか。参加について、我々生産者は一致団結して絶対反対であります。

今後も農業委員の一員として農用地利用銀行の促進、担い手の育成等ができる農業の発展に努力したいと思います。

農業委員 大里 信 義

担当地区(本田、前山、松山、二ツ釜
天王木番田、道前六保)

農地法に伴う、毎月一回の現地調査において感じることは、遊休農地や耕作放棄地が見受けられることです。それに所有者と各関係機関での話し合いで農地を有効に活用できるのではないかと考えます。

今後も色々農業を取り巻く情勢は厳しいと思いますが、意欲のある若い担いの方に安定した農業経営ができますよう、積極的に取り組んでいかなければならぬと思います。

まず、茨城県の青果販売額が千葉県を上回り、全国一位との報道を見て、八代町も野菜、梨の生産で貢献できたのかなと思います。

現在、町内には野菜を主にする地区、米麦を主にする地区があります。その中に規模の大きな農家が育つており、自分も含めて高齢化の進む中、頼もしく思われます。将来的には規模の大きな農家に頑張っていただき、農地が集約されると思われます。そのためには農業委員会の農用地利用銀行を利用していただき、適正な土地の貸借を行つてもらいたいと思

います。

最後に、過去の経験では川西地区において、砂利採取跡地の産廃投棄の苦い経験があります。地主も、周りの人も、その土地の復活には多大な金額が使われました。不法投棄は始まつてからでは遅いので絶対に起こしてはならない問題だと思います。

農地の転用には 許可が必要です

農地は、農地法により農地以外に利用すること（転用）が制限されています。農地に家を建てたい、または駐車場にしたいなど、農地以外の目的で使用する場合は農地法の許可が必要です。

農地転用をお考えの場合は、まず、農業委員会事務局へご相談ください。



* 農地・農業者年金・全国農業新聞等に関するお問い合わせは、お近くの農業委員または、農業委員会事務局（TEL 49-13948）へ。

農業者の皆さん、 老後の備えは万全ですか？

『平成24年度新規加入者36名』(2月中旬現在)



農業委員会では安心で豊かな老後を過ごしていただけるよう、農業者年金を積極的に推進しております。老後の備えは、国民年金プラス農業者年金が基本です。皆さんも農業者年金加入のご検討を。

☆農業に従事されている方は誰でも加入できます

60歳未満の国民年金第1号被保険者（国民年金保険料納付免除者を除く）であって年間60日以上農業に従事している方は誰でも加入できます。配偶者や後継者など家族農業従事者の方も加入できます。～年金は家族一人ひとりについて準備することが大切です～

☆農業者年金3つのポイント

○少子・高齢に強い積立方式の年金

自ら積み立てた保険料とその運用益（付利）により将来受け取る年金額が決まる「積立方式（確定拠出型）」の年金です。

○終身年金で80歳までの保証付き

仮に80歳前に亡くなられた場合でも、80歳までに

受け取れるはずであった農業者老齢年金の額の現在価値に相当する額を、ご遺族に死亡一時金として支給します。

○支払った保険料は全額社会保険料控除

支払った保険料は、全額（1人当たり最高年額80万4千円）が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税が節税になります。

・保険料支払いによる節税効果の試算（所得税・住民税）

保険料額 税 率	保険料の額が		
	月額2万円 (年額24万円)	月額5万円 (年額60万円)	月額6.7万円 (年額80.4万円)
15%の場合	36,000円	90,000円	120,600円
20%の場合	48,000円	120,000円	160,800円
30%の場合	72,000円	180,000円	241,200円

* さらに詳しい内容やご相談については、農業委員会事務局までお問い合わせください。